日本社会福祉学会 第59回秋季大会

知的障がい害者の消費者被害未然防止・再発防止にむけた支援枠組みの検討 - 自己決定支援コンボイモデル-

○ 同志社大学社会学部 嘱託講師 佐分厚子(005858)

キーワード:自己決定・消費者力・コンボイモデル

1. 研究目的

現代の豊かな社会では、購買意欲は相対的には弱くなる傾向をもち、需要圧力は強くなく、事業者側の強引な販売が消費者問題の背景にあるといわれている。消費社会におけるマーケテイングは、売りの説得軸で消費者が捉えられることから始まり、製品は、安いだけでは説得力がなく、「無料(フリー)」や「追加価値(プレミアム)」がうまく組み合わされる。現代社会は、地域のつながりや家族とのつながりが希薄になり、「周りに相談する」ということも難しく、孤立化が進み、悪徳商法の被害にある可能性が高まっている。

障がい者福祉施策に目を向けると、2002年(平成14年)12月の国の障害福祉基本計画 に掲げられているように,「施設福祉」から「地域福祉」へという大きな流れとなった. このように「地域生活移行」が進展する中で,障がいのある人の消費者被害の相談件数が 増加しているという問題がある、独立行政法人国民生活センター「判断力が不十分な消費 者に係る契約トラブル」(2008)によれば、精神障害や知的障害、認知症などの加齢に伴 う疾病等の理由によって十分な判断ができない消費者に係る PIO-NET (全国消費生活情報 ネットワーク・システム) に寄せられた相談件数は、2005年度には1998年度の5倍以上 の 12607 件にまで達し, 2006 年度以降においても, 年間 1 万件以上の相談が寄せられてい る. 福祉施設を中心とした利用者支援から施設・在宅を統合した「地域福祉」へという方 向性は、障がい者の地域での自立生活を促進する一方で、知的障がいのある人や精神障が いのある人、認知症の高齢者など判断能力が不十分な障がい者が地域のなかでこのような 消費者被害すなわち、消費者としての権利侵害等を受ける可能性をも意味している.しか し、障がい者の「その人らしい暮らし」を実現するためには、「地域生活移行」は不可避で あり、障がい者の消費社会における権利擁護に関する支援が求められる. 障がい者が消費 者被害を受けた場合には法的対応によって問題解決を図ることが必要となるが,消費者被 害未然防止・再発防止にむけて、障がい者の今後の地域生活における消費者力を育成する ことが求められるといえよう.そこで,本稿では地域生活における知的障がい者の消費者 被害未然防止・再発防止に焦点をあて支援モデルを構築する.

2. 研究の視点および方法

知的障がい者の消費者被害未然防止・再発防止をねらいとして、障がい者や高齢者の消費者被害の現状や防止に関する文献を基礎として、それらに対する消費者力育成に関する文献、さらに消費者力の中核となる自己決定に関する文献を CiNii から抽出し、分類検討

した.

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として, 日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき文献研究を行った.

4. 研究結果

障がい者や高齢者の消費者教育の先行研究では以下のような指摘がされていた。知的障 がいのある人の場合には、物事を理解したり、記憶、推理したり、抽象的に考えることが 苦手であることや、「No」といえないことなどが挙げられているが、教育による行動変容可 能性がある(名川・堀江・於保 2003;名川・堀江・佐藤 2005).田中(2008)は知的障が い者や精神障がい者,生活保護受給者などの社会福祉対象者に対する消費者教育の必要性 を指摘している、子どもに対する健全な金銭管理の習慣の育成や消費者教育の実施は、障 がい害者や高齢者といった社会福祉対象者にも積極的に行うことが肝要だとしている(田 中 2008). 東 (2008) は, 高齢者を対象に, 契約や取引, 情報などに関する知識を獲得し 自立した高齢者を目指す消費者教育の内容を提示している. 高齢者の消費者教育は「自立 力」を育成することが必要であるが、同時に「見守り」「見守られる」能力を含めて「高齢 者の消費者力」ととらえることが必要である.消費者教育においては情報や金銭管理,周 囲の支援が重視されているが、物品購入の自己決定のプロセスに言及しているものは少な かった、認知に障がいのある障がい者の自己決定の先行研究として、障がい者の主体性や 自分の生活に対するイニシアチブなどコントロールの側面を重視する立場から、「自律」 を強調した「支援を受けた自律/自立」が提起され、認知活動に制約のある知的障がい者も 包摂した自律/自立生活支援論も展開されている (岡部 2006). 知的障がい者の自己決定 における認知能力に焦点を当て、自己決定は判断能力だけに依存するのではなく、個人の 選好と優先順位が関連し、障がい者といえども尊重されるべき選好をもつ自律した人間で あることを家族や社会が共有するべきであると述べている(古谷 2004). 心理学的観点か ら見たとき、適切な支援があれば多くの知的障がい者が自己決定できること、そして自己 決定することは障がい者の成長を助け,社会参加を促し,最終的には QOL の向上をもたら すことが示唆されている.自己決定のプロセスは詳細に論じられているが、消費行動にお ける自己決定に援用されていなかった.

4. 考察

知的障がい者の消費者被害未然防止・再発防止をねらいとして、消費者被害や消費者教育等に関する先行研究や自己決定に関する先行研究を概観し、中核となる自己決定の概念と消費者教育との関連を考察した。知的障がい者の消費者力育成においては情報提供や金銭管理教育だけでなく、自律力を高める自己決定への支援や、それを支える家族、支援者などのソーシャルサポートを重視した支援のモデルを構築することが必要であろう。このような取り組みを地域で継続して行うことが被害未然防止や被害発生の社会的な抑止力となることが期待される。